

## 「（仮称）宇都宮市犯罪被害者等支援条例」に盛り込む内容（案）

現段階において条例に盛り込む内容（案）を記載しており、この内容がそのまま条例案になるものではありません。

項 目		内 容
総 則	目的	この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び栃木県犯罪被害者等支援条例（令和3年栃木県条例第3号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者の責務等を明らかにします。 また、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進します。
	定義	この条例において、以下の用語の意義は、次のように定めます。 ・ 犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 ・ 犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族 ・ 犯罪被害者等支援：犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組 ・ 二次的被害：犯罪等による被害を受けた後に、人々の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害 ・ 民間支援団体：犯罪被害者等の支援を行う民間の団体
	基本理念	犯罪被害者等支援は、次の点を基本として社会全体で推進するものとします。 ・ 犯罪被害者等が受けた犯罪等による被害又は二次的被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に推進されること ・ 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう推進されること
	市の責務	市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するものとします。
	市民の責務	市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮し、地域社会で孤立させないよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。
	事業者の責務	事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとします。 犯罪被害者等を雇用する事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する犯罪被害者等に対し、被害に係る手続に適切に関与することができるよう、就労の支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。
	国・県との連携	市は、国・県との連携を図り、犯罪被害者等支援に関する施策を確実かつ効果的に実施するよう努めるものとします。
基本的 施策	相談体制・情報提供の充実	市は、犯罪被害者等が直面している問題に関する相談に応ずるとともに、必要な情報の提供や助言その他の必要な措置を講ずるものとします。
	見舞金の支給	市は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活等の早期回復を図ること及び被害者に対する見舞い又は弔意を表すことを目的に、見舞金を支給します。
	市民及び事業者の理解増進	市は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民が理解を深めることができるよう、普及啓発、教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとします。
	人材の育成	市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、相談、情報提供等の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質向上のために必要な施策を講ずるものとします。
	民間支援団体に対する援助	市は、民間支援団体の活動を促進するため、情報提供やその他必要な支援を行うものとします。
	推進体制の整備	市は、犯罪被害者等支援の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県、民間支援団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとします。
	財政上の措置	市は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。